

令和4年度 水道水質管理業務特記仕様書

第1（基本事項）

1. 目的

本委託業務は、水道法第20条第1項に基づく水質検査を目的とする。

2. 適用範囲

本仕様書は、波佐見町（以下「発注者」という）が委託する「令和4年度水道水質管理業務」に関し、発注者及び受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3. 業務の委託期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで。

4. 再委託等

原則として、水質基準項目検査は受注者において、自らが実施する。ただし、水質管理目標設定項目等の水質基準項目以外の項目において、自らが実施することのできない項目については、その項目に限り水道法第20条に規定された登録水道検査機関へ再委託することが出来る。

第2（一般事項）

1. 法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2. 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3. 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

4. 疑義について

この仕様書に定めない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議する。

第3（検査項目）

1. 定期の水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

令和4年度水道水質検査項目表のとおり

(2) 採水日程

採水日程においては発注者、受注者間の協議にて決定する。

(3) 試料採取容器の準備

ア) 採取容器の準備は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に基づき、受注者が行う。

イ) 採取容器洗浄については、受注者の責任において十分に行う。

ウ) 受注者は、「令和4年度水道水質検査項目表」の水系及び項目ごとに適切な採水容器を用意し、採水地点名または通し番号等を容器に明示して明確に識別できるようにした上で、採水日の概ね3日前までに発注者に届けるものとする。

(3) 試料の引き渡し

水質検査対象となる検体の採水は発注者が行い、波佐見町役場水道課において受注者に引き渡すものとする。

なお、詳細は契約後協議するものとする。

(4) 試料の運搬

試料はクーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。検査機関までの運搬時間は、最初の試料採取後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間とする。

2. 臨時の水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度等

臨時の水質検査は以下の場合に実施する事とし、検査を行う項目及び費用については、発注者、受注者協議のうえ決定する。

①水源の水質が著しく悪化した時

②水源に異常があった時

③水源付近、給水付近及びその周辺等において消化器系感染症が流行している時

④浄水課程に異常があった時

⑤配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのある時

⑥その他、特に必要があると認められた時

(2) 採水日時及び採取地点

発注者が指定する日時及び地点にて採取を行う。

(3) 試料採取容器の準備

ア) 採取容器の準備は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める

方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）に基づき、受注者が行う。

イ）採取容器洗浄については、受注者の責任において十分に行う。

(4) 試料の運搬

資料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。水質事故等の緊急時における臨時検査を鑑み、一時間以内での運搬が可能であること。

第 4（検査方法）

1. 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号）、原水の大腸菌（指標菌）、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム及びジアルジアについては、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成 19 年 3 月 30 日健水発第 0330006 号）により行い、原水の大腸菌（指標菌）及び嫌気性芽胞菌については定量試験を行うこと。

(2) 速報値の報告

水質検査結果が水質基準値を超えた場合は、水質検査項目ごとに直ちに発注者に連絡する。

(3) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することが出来るものとする。この場合の費用は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(4) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分洗浄したうえで使用する。

(5) 水質検査結果の報告

受注者は、検査完了後、速やかに水質検査結果を発注者へ提出すること。また、結果書には検査結果と水質基準値及び定量下限値、検査方法を記載する。

2. 水質検査の実施状況

(1) 書類確認

受注者は、発注者より下記書類の提出を求められた場合、当該書類を速やかに提出する。

①水質検査結果の根拠試料

②精度管理の実施状況に係る資料

③外部精度管理調査に係る資料

(2) 日常業務確認調査

発注者は、受注者に対し下記を実施することができる。

- ①検査施設への立入検査
- ②資料のクロスチェック

第5（その他）

1. 発注者に緊急を要する水質検査が生じた場合、受託者は全面的に協力すること。
2. 受注者は、業務完了時に年間の検査成績のデータ（CD-R）1部及び業務完了報告書を提出すること。